

沖縄国際大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 沖縄国際大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学学則第3条の2第2項に基づき、大学院に関する必要な事項について定める。

(目的)

第2条 本大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己点検及び評価に関する規定は、別に定める。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

地域文化研究科 南島文化専攻
英米言語文化専攻
人間福祉専攻
地域産業研究科 地域産業専攻
法 学 研 究 科 法律学専攻

(附属教育研究施設)

第4条の2 本大学院に心理相談室を置く。

2 心理相談室に関する規定は、別に定める。

(収容定員)

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
地域文化研究科 南島文化専攻	修士課程	10人	20人
英米言語文化専攻	修士課程	3人	6人
人間福祉専攻	修士課程	10人	20人
地域産業研究科 地域産業専攻	修士課程	10人	20人
法 学 研 究 科 法律学専攻	修士課程	8人	16人

第2章 教員組織等

(教員組織)

第6条 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するために、学位の分野に応じ、必要な教員を置く。

2 本大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授又は講師が連携して担当する。ただし、必要ある場合は、兼任教員が担当することができる。

3 本大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関する規定は、別に定める。

(職員)

第7条 本大学院に事務処理のために職員を配置するものとする。

第3章 運営組織

(大学院委員会)

第8条 本大学院に、大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

3 学長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員会において選出された者が招集し、その議長となる。

(委員会の構成等)

第9条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 各学部長

- (4) 教務部長
- (5) 第11条の定めにより、研究科会の教授の中から選出された者 2名
- 2 委員会は、構成員の3分の2以上をもって成立し、出席者の4分の3以上の議決による。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 議長は、必要があると認めたときは、関係の教職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第10条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学位授与に関する事項
- (2) 本大学院学則及び諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 本大学院の人事、予算、行事、施設等の大学院全般に関する重要事項
- (4) その他大学院に関する重要な事項

(研究科会)

第11条 本大学院に研究科会（以下「科会」という。）を置き、本研究科の科目を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

- 2 研究科に研究科長を置き、研究科長は、当該研究科担当の教授の中から選ばれた者をもって充てる。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 各専攻に専攻主任を置くことができる。
- 5 専攻主任は当該専攻の公務を掌る。
- 6 専攻主任の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(科会の審議事項)

第12条 科会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科担当教員の資格審査に関する事項
 - (2) 学位授与の審査及び取消に関する事項
 - (3) 研究科の教育課程、履修方法に関する事項
 - (4) 学生の入学、修了、休学、退学等の身分及び賞罰に関する事項
 - (5) 試験、成績判定、論文審査に関する事項
 - (6) 研究科の点検及び評価に関する事項
 - (7) その他研究科の運営に関する事項
- 2 科会は、構成員の2分の1以上をもって成立し、出席者の2分の1以上の議決による。ただし、人事に関する議決は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、3分の2以上の賛成を要する。

第4章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年等の準用)

第13条 本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間については、本学学則（以下「学則」という。）第15条、第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 本大学院の修業年限は、標準を2年とする。

(長期履修生)

第14条の2 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生（「長期履修生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、長期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第15条 本大学院における在学年限は、4年を超えることができない。

第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年始めとする。

(入学資格)

第17条 本大学院に入学できる者は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び修了見込みの者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院において認められた者
 - (7) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (入学資格審査)

第17条の2 前条第5号、第6号及び第7号で本大学院の入学資格審査を志願する者は、所定の書類に入学資格審査料を添えて、指定の期日までに手続をしなければならない。

(入学志願)

第18条 本大学院に志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続をしなければならない。

(入学者の選抜)

第19条 入学志願者に対しては、選抜試験を行い、科会の議を経て、学長が合格者を決定する。

- 2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書、健康診断書等を総合して行うものとする。
- 3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第20条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、身上調書等を提出するとともに、第46条に定める入学金及び諸学費を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(再入学)

第21条 学長は、第28条に規定する退学者又は、第29条に規定する除籍者が再入学を願い出たときは、科会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、科会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の許可書を願書に添付するものとする。

(休学)

第23条 病気その他止むを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断書、その他の理由を添えて学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、科会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学期間は、当該学期又は、学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、引続き2年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第15条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第25条 休学者が復学を希望するときは、復学願を提出し、科会の議を経て、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 病気により休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(転学)

第26条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、科会の議を経て、学長が許可することがある。

(留学)

第27条 外国の大学院への留学を希望する者は、留学願を提出し、科会の議を経、学長の許可を得て留学をすることができる。

- 2 許可を受けて留学した者は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に算入することができる。
- 3 留学に関する規定は、別に定める。

(退学)

第28条 本大学院を退学しようとする者は、保証人連署の上、学生証を添えて、科会の議を経、学長の許可を得て退学をすることができる。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、科会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第15条による在学年限を超えた者
- (2) 第24条第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者
- (4) 所定の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 休学及び休学延長の許可を得ない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第30条 本大学院の教育は、授業科目の授業、演習及び修士論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第31条 本大学院研究科における授業科目及び単位数は、別表Ⅰから別表Ⅴのとおりとする。

(教育課程の編成方針)

第32条 本大学院は、研究科、専攻及び領域の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、各研究科、専攻及び領域毎に体系的な教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たり、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第33条 本大学院は、教育の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行うものとする。

(単位の計算基準)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準によって単位数を計算する。

- (1) 講義・演習については、毎週1時間15週の教室内の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習等の授業については、毎週2時間15週の実験又は、実習をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習、又は実技のうち、2以上の方法の併用により行う場合の単位計算については、毎週1時間5週の講義又は演習と毎週2時間10週の実験又は実習等の合計をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士論文、学外学習、個別課題、学修等の授業科目及び公の資格試験等による認定を受けた者については、これらの学修の成果を評価して適切な単位を授与することができる。

(履修方法)

第35条 本大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第36条 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は、時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により、履修した授業科目については、科会の議を経て10単位を超えない範囲で修得した単位を認めることができる。

3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準〔昭和49年文部省令第28号〕第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、科会の議を経て、10単位を超えない範囲で認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第8章 課程の修了要件

(単位の認定)

第40条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者は、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第41条 成績の評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

(成績評価基準の明示等)

第41条の2 本大学院は、学生に対して、授業、研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業、研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、各研究科ごとに「学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項」を別に定め、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(課程の修了要件)

第42条 本大学院の修了要件は、大学院に2年以上在学し、講義24単位以上、演習8単位、合計32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果(以下、「特定課題研究」という。)の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文又は特定課題研究の審査及び最終試験)

第43条 修士論文又は特定課題研究及び最終試験の合否は、科会が選出した審査委員の報告に基づいて科会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文又は特定課題研究を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

3 修士論文又は特定課題研究の評価基準についての詳細は、各研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項に別途定める。

(学位の授与)

第44条 学長は、本大学院の課程を修了した者に対して、修士の学位を授与する。

2 学位に関する規定は、別に定める。

第9章 教育職員免許状及び資格等

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第45条 本大学院において、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員免許状の種類	免許教科
地域文化研究科	南島文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	英米言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
	人間福祉専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	福祉
地域産業研究科	地域産業専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	商業

		高等学校教諭専修免許状	情 報
法 学 研 究 科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	公 民

(臨床心理士)

第45条の2 臨床心理士の受験資格を得ようとする者は、臨床心理学領域の科目の中から、(財)日本臨床心理士資格認定協会が指定する科目を履修しなければならない。

2 前項の科目及びその単位数は、「臨床心理士資格関係科目別表第1」のとおりとする。

第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第46条 本大学院の入学検定料、入学資格審査料、入学金、授業料及び施設設備資金の額は、表1のとおりとする。ただし、本学卒業生の入学金は、半額とする。なお、長期履修生の授業料及び施設設備資金については、表2のとおりとする。

表1

種 別	金 額
入 学 検 定 料	30,000円
入 学 資 格 審 査 料	30,000円
入 学 金	120,000円
授 業 料 (年 額)	370,000円
施 設 設 備 資 金 (年 額)	100,000円

表2

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
2.5年	授業料	185,000	185,000	185,000	185,000	30,800			
	施設設備資金	50,000	50,000	50,000	50,000	8,300			
3年	授業料	185,000	185,000	185,000	185,000	30,800	30,800		
	施設設備資金	50,000	50,000	50,000	50,000	8,300	8,300		
3.5年	授業料	185,000	185,000	185,000	185,000	30,800	30,800	30,800	
	施設設備資金	50,000	50,000	50,000	50,000	8,300	8,300	8,300	
4年	授業料	185,000	185,000	185,000	185,000	30,800	30,800	30,800	30,800
	施設設備資金	50,000	50,000	50,000	50,000	8,300	8,300	8,300	8,300

2 前項の納期及び学費の納入方法等については、本大学学則第55条及び第56条を準用する。

3 研究生の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金については、第1項に規定する金額の半額とする。

第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

第47条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生(以下「特別聴講学生」という。)があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

(特別研究学生)

第48条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生(以下「特別研究学生」という。)があるときは、当該大学院との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

(科目等履修生)

第49条 学長は、本大学院の学生以外のもので、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生の受講科目の単位数は、1年を通じて12単位以内とする。

3 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け、合格した者には、成績証明書及び単位修得証明書の交付ができる。

4 大学院科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(研究生)

第50条 学長は、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、科会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生に関する規定は別に定める。

(委託研究生)

第51条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲において、科会の議を経て、委託研究生として入学を許可することができる。

2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は与えない。

(外国人特別学生)

第52条 学長は、外国人で本大学院において教育を受けることを目的で入国し、入学を志願する者があるときは、選考の上科会の議を経て、入学を許可することができる。

第12章 賞 罰

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があった者は、科会の議を経て、学長がこれを表彰する。

2 表彰の選考基準及び懲戒については、本学学則第65条及び第66条を準用する。

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第54条 本大学院の学生に対して、研究を奨励するために奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規定は、別に定める。

第14章 施設及び設備等

(施設、設備等の整備及び利用)

第55条 本大学院には、その教育研究において必要な施設、設備、図書及び学術雑誌を備える。

2 本大学院は、相互の教育、研究上支障を生じない限りにおいて、本学学部、本学付置の研究所等の施設及び設備並びに図書、学術雑誌を共用することができる。

3 学生は、研究のため、本学の諸施設及び諸設備を利用することができる。

4 学生は、本学の福利厚生諸施設等を利用することができる。

第15章 雑 則

(準用規定)

第56条 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸規程を準用する。

2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、「学部長」を「研究科長」と、「教授会」を「科会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正、この学則は、平成10年4月1日から施行する。

3 改正、この学則は、平成11年4月1日から施行する。但し、第44条（入学金及び授業料等）については、現に在学する者は、なお従前の大学院学則による。

4 改正、この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第17条の2及び第44条は、平成12年2月1日に遡及適用する。

5 改正、この学則は、平成13年1月24日から施行する。ただし、別表Ⅰ・Ⅱは、平成13年4月1日から施行する。

6 改正、この学則（別表Ⅰ）は、平成14年4月1日から施行する。

7 改正、この学則は、平成15年4月1日から施行する。

8 改正、この学則は、平成15年12月24日から施行する。

9 改正、この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 10 改正、この学則は、平成17年4月1日から施行する。なお、第31条（授業科目及び単位数）及び第43条の2（臨床心理士）については現に在学する者は、従前の学則による。
- 11 改正、この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 12 改正、この学則は、平成18年6月28日から施行する。
- 13 改正、この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第32条（教育課程の編成方針）、第33条（教育内容の改善のための組織的な研修等）、第34条第3号（単位計算の基準）及び第43条第3項（修士論文の審査及び最終試験）については、平成14年度入学者から適用する。
- 14 改正、この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第32条（教育課程の編成方針）、第37条（他の大学院における授業科目の履修等）、第41条の2（成績評価基準の明示等）、別表Ⅰ・Ⅲ及び臨床心理士資格関係科目別表Ⅰ（第45条の2関係）については、平成15年度入学者から適用する。
- 15 改正、この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅰ・Ⅲ・Ⅴ及び臨床心理士資格関係科目別表Ⅰ（第45条の2関係）については、平成18年度入学者から適用する。
- 16 改正、この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 17 改正、この学則は、平成23年4月1日から施行する。

別表 I (第 31 条関係) 地域文化研究科南島文化専攻 専門教育科目

区分	授業科目の名称	単位	週時間	年次	演・講	備考
専門教育科目	南島言語文化特殊研究 I	4		1	演習	選択必修科目 8 単位
	南島言語文化特殊研究 II	4		2	〃	
	日本語文化特殊研究 I	4		1	〃	
	日本語文化特殊研究 II	4		2	〃	
	南島民俗文化特殊研究 I	4		1	〃	
	南島民俗文化特殊研究 II	4		2	〃	
	南島先史文化特殊研究 I	4		1	〃	
	南島先史文化特殊研究 II	4		2	〃	
	南島歴史文化特殊研究 I	4		1	〃	
	南島歴史文化特殊研究 II	4		2	〃	
	南島社会文化特殊研究 I	4		1	〃	
	南島社会文化特殊研究 II	4		2	〃	
選択	南島文学特論 I A	2		1・2	講義	選択科目 24 単位以上
	南島文学特論 I B	2		1・2	〃	
	南島文学特論 II A	2		1・2	〃	
	南島文学特論 II B	2		1・2	〃	
	南島方言学特論 I	2		1・2	〃	
	南島方言学特論 II	2		1・2	〃	
	日本古典文学特論 I A	2		1・2	〃	
	日本古典文学特論 I B	2		1・2	〃	
	日本古典文学特論 II A	2		1・2	〃	
	日本古典文学特論 II B	2		1・2	〃	
	日本近現代文学特論 I A	2		1・2	〃	
	日本近現代文学特論 I B	2		1・2	〃	
	日本近現代文学特論 II A	2		1・2	〃	
	日本近現代文学特論 II B	2		1・2	〃	
	南島芸能特論 I	2		1・2	〃	
	南島芸能特論 II	2		1・2	〃	
	南島言語文化特論	2		1・2	〃	
	国語教育学特論 I	2		1・2	〃	
	国語教育学特論 II	2		1・2	〃	
	東アジア文化人類学特論 I A	2		1・2	〃	
	東アジア文化人類学特論 I B	2		1・2	〃	
	東アジア文化人類学特論 II	2		1・2	〃	
	東アジア文化人類学特論 III	2		1・2	〃	
	南島民俗特論 I	2		1・2	〃	
	南島民俗特論 II	2		1・2	〃	
	南島民俗宗教特論 I	2		1・2	〃	
	南島民俗宗教特論 II	2		1・2	〃	
	南島地理学特論 I	2		1・2	〃	
	南島地理学特論 II	2		1・2	〃	
	民族誌特論	2		1・2	〃	
	考古学特論 I	2		1・2	〃	
	考古学特論 II	2		1・2	〃	
	南島史学特論 I A	2		1・2	〃	
	南島史学特論 I B	2		1・2	〃	

	南島史学特論Ⅱ A	2	1・2	〃
	南島史学特論Ⅱ B	2	1・2	〃
	南島先史文化特論Ⅰ	2	1・2	〃
	南島先史文化特論Ⅱ	2	1・2	〃
	文化財保存特論	2	1・2	〃
	アジア先史文化特論	2	1・2	〃
	南島社会特論Ⅰ	2	1・2	〃
	南島社会特論Ⅱ	2	1・2	〃
	家族社会学特論Ⅰ	2	1・2	〃
	家族社会学特論Ⅱ	2	1・2	〃
	植民地社会特論Ⅰ	2	1・2	〃
	植民地社会特論Ⅱ	2	1・2	〃
	社会学研究法特論	2	1・2	〃
	社会統計学特論	2	1・2	〃
	社会心理学特論Ⅰ	2	1・2	〃
	社会心理学特論Ⅱ	2	1・2	〃
	国際社会学特論	2	1・2	〃
	比較社会文化特論Ⅰ	2	1・2	〃
	比較社会文化特論Ⅱ	2	1・2	〃
	現代社会文化特論	2	1・2	〃

修了に必要な単位数は、選択必修科目 8 単位、選択科目 24 単位以上、合計 32 単位以上を修得すること。

別表Ⅱ（第 31 条関係） 地域文化研究科英米言語文化専攻 専門教育科目

区 分	授 業 科 目 の 名 称	単 位	週 時 間	年 次	演・講	備 考	
専 門 教 育 科 目	選 択 必 修	英文学特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		英文学特殊研究Ⅱ	4		2	〃	
		米文学特殊研究Ⅰ	4		1	〃	
		米文学特殊研究Ⅱ	4		2	〃	
		言語学特殊研究Ⅰ	4		1	〃	
		言語学特殊研究Ⅱ	4		2	〃	
		対照言語学特殊研究Ⅰ	4		1	〃	
		対照言語学特殊研究Ⅱ	4		2	〃	
		英語教育学特殊研究Ⅰ	4		1	〃	
		英語教育学特殊研究Ⅱ	4		2	〃	
		言語習得論特殊研究Ⅰ	4		1	〃	
		言語習得論特殊研究Ⅱ	4		2	〃	
		選 択	英米批評特論Ⅰ	2		1・2	講義
	英米批評特論Ⅱ	2		1・2	〃		
	英米演劇特論Ⅰ	2		1・2	〃		
	英米演劇特論Ⅱ	2		1・2	〃		
	英米小説特論Ⅰ	2		1・2	〃		
	英米小説特論Ⅱ	2		1・2	〃		
	英米詩特論Ⅰ	2		1・2	〃		
	英米詩特論Ⅱ	2		1・2	〃		
	英米文学特論	2		1・2	〃		
	英語学特論Ⅰ	2		1・2	〃		
	英語学特論Ⅱ	2		1・2	〃		

	言語学特論 I	2	1・2	〃
	言語学特論 II	2	1・2	〃
	言語学特論 III	2	1・2	〃
	社会言語学特論 I	2	1・2	〃
	社会言語学特論 II	2	1・2	〃
	認知言語学特論 I	2	1・2	〃
	認知言語学特論 II	2	1・2	〃
	英語教育学特論 I	2	1・2	〃
	英語教育学特論 II	2	1・2	〃
	英語教育学特論 III	2	1・2	〃
	英語教育学特論 IV	2	1・2	〃
	英語教育学特論 V	2	1・2	〃
	教育学特論 I	2	1・2	〃
	教育学特論 II	2	1・2	〃
	メディア教育特論 I	2	1・2	〃
	メディア教育特論 II	2	1・2	〃
	フランス文学特論	2	1・2	〃
	英米文化特論	2	1・2	〃
	高等英語表現法 I	2	1・2	〃
	高等英語表現法 II	2	1・2	〃

修了に必要な単位数は、選択必修科目 8 単位以上、選択科目 20 単位以上、合計 32 単位以上を修得すること。

別表Ⅲ（第 31 条関係） 地域文化研究科人間福祉専攻 専門教育科目

区分	授業科目の名称	単位	週時間	年次	演・講	備考	
専門教育科目	選択必修	人間福祉特論	2		1	講義	
		精神医学特論	2		1	講義	
		人間福祉特殊研究 I	4		1	演習	
		人間福祉特殊研究 II	4		2	演習	
		臨床心理学特殊研究 I A	4		1	演習	
		臨床心理学特殊研究 II A	4		2	演習	
		臨床心理学特殊研究 I B	4		1	演習	
		臨床心理学特殊研究 II B	4		2	演習	
	選択	社会福祉原理特論	4		1	講義	
		ホスピスケア特論	2		1・2	講義	
		社会福祉制度特論	2		1・2	講義	
		保健医療政策特論	4		1	講義	
		老年健康科学特論	4		1・2	講義	
		児童福祉特論	2		1・2	講義	
老年社会科学特論		2		1・2	講義		
高齢者福祉特論		2		1・2	講義		
地域ケア特論		2		1・2	講義		
地域福祉計画特論		2		1・2	講義		
障害者福祉特論	2		1・2	講義			
	臨床心理学特論 I	2		1	講義		
	臨床心理学特論 II	2		1	講義		

	臨床心理基礎実習	2		1	実習
	臨床心理実習	2		2	実習
	臨床心理査定演習Ⅰ	2		1・2	演習
	臨床心理査定演習Ⅱ	2		1・2	演習
	臨床心理面接特論Ⅰ	2		1・2	講義
	臨床心理面接特論Ⅱ	2		1・2	講義
	認知心理学特論	2		1・2	講義
	心理療法特論	2		1・2	講義
	心理学研究法特論	2		1・2	講義
	心理統計法特論	2		1・2	講義
	人格心理学特論	2		1・2	講義
	犯罪心理学特論	2		1・2	講義
	学校臨床心理学特論	2		1・2	講義
	臨床心理事例検討実習A	1		1・2	実習
	臨床心理事例検討実習B	1		1・2	実習
	社会心理学特論	2		1・2	講義
	社会倫理学特論	2		1・2	講義
	障害児(者)援助特論	2		1・2	講義
	障害児(者)心理学特論	2		1・2	講義
	投映法特論	2		1・2	講義
	グループ・アプローチ特論	2		1・2	講義

修了に必要な単位数は、選択必修科目 10 単位以上、選択科目 22 単位以上、合計 32 単位以上を修得すること。

別表Ⅳ（第 31 条関係） 地域産業研究科地域産業専攻 専門教育科目

区分	授業科目の名称	単位	週時間	年次	演・講	備考	
専門教育科目	必修	地域産業セミナー	2		1・2	講義	
	選択必修	経済情報統計解析特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
	経済情報統計解析特殊研究Ⅱ	4		2	演習		
	経済情報統計解析特論A	4		1・2	講義		
	沖縄経済特殊研究Ⅰ	4		1	演習		
	沖縄経済特殊研究Ⅱ	4		2	演習		
	沖縄経済特論	4		1・2	講義		
	地域発展特殊研究Ⅰ	4		1	演習		
	地域発展特殊研究Ⅱ	4		2	演習		
	地域発展特論	4		1・2	講義		
	産業組織特殊研究Ⅰ	4		1	演習		
	産業組織特殊研究Ⅱ	4		2	演習		
	産業組織特論	4		1・2	講義		
	環境経済特殊研究Ⅰ	4		1	演習		
	環境経済特殊研究Ⅱ	4		2	演習		
	環境経済特論	4		1・2	講義		
	地域社会経済システム特殊研究Ⅰ	4		1	演習		
	地域社会経済システム特殊研究Ⅱ	4		2	演習		
	地域社会経済システム特論	4		1・2	講義		
	マーケティング特殊研究Ⅰ	4		1	演習		

	マーケティング特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
	マーケティング・マネジメント特論	4		1・2	講義	
	比較経営特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
	比較経営特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
	比較経営特論	4		1・2	講義	
	税務会計特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
	税務会計特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
	税務会計特論	4		1・2	講義	
選 択	経済情報統計解析特論B	2		1・2	講義	
	応用マクロ経済学特論	2		1・2	講義	
	地域経済計量分析特論	2		1・2	講義	
	地方財政特論	2		1・2	講義	
	地域資源経済特論	2		1・2	講義	
	簿記特論	2		1・2	講義	
	財務会計特論	2		1・2	講義	
	地域小売業特論	2		1・2	講義	
	公企業特論	2		1・2	講義	
	商学特論	2		1・2	講義	
	情報資源管理特論	2		1・2	講義	
	経営情報システム特論	2		1・2	講義	
	意思決定特論	2		1・2	講義	
	人的資源管理特論	2		1・2	講義	
	経済学特論	2		1・2	講義	* 特別科目群 課程修了単位として は、4単位を上限と する。
	ビジネス特論	2		1・2	講義	
数理経済情報特論	2		1・2	講義		
インターネット・マーケティング特論	2		1・2	講義		
マーケティング・コミュニケーション特論	2		1・2	講義		
修了に必要な単位数は、必修科目2単位、選択必修科目主専攻1・2単位及び副専攻として「特殊研究Ⅰ」4単位、選択必修講義科目及び選択科目14単位以上、合計32単位以上を修得すること。						

別表V（第31条関係） 法学研究科法律学専攻 専門教育科目

区 分	授 業 科 目 の 名 称	単 位	週 時 間	年 次	演・講	備 考
専 門 教 育 科 目	憲法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
	憲法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	行政法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
	行政法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	税法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
	税法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	法制史特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
	法制史特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	法哲学特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
	法哲学特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	刑法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
	刑法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	刑事政策特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
	刑事政策特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	

	国際私法特殊研究 I	4	2	1	演習
	国際私法特殊研究 II	4	2	2	演習
	商法特殊研究 I	4	2	1	演習
	商法特殊研究 II	4	2	2	演習
	民法特殊研究 I	4	2	1	演習
	民法特殊研究 II	4	2	2	演習
選択	憲法特論 I	2	2	1・2	講義
	憲法特論 II	2	2	1・2	講義
	行政法特論 I	2	2	1・2	講義
	行政法特論 II	2	2	1・2	講義
	地方行政関係法特論 I	2	2	1・2	講義
	地方行政関係法特論 II	2	2	1・2	講義
	税法特論 A I	2	2	1・2	講義
	税法特論 A II	2	2	1・2	講義
	税法特論 B I	2	2	1・2	講義
	税法特論 B II	2	2	1・2	講義
	法制史特論 I	2	2	1・2	講義
	法制史特論 II	2	2	1・2	講義
	法哲学特論 I	2	2	1・2	講義
	法哲学特論 II	2	2	1・2	講義
	刑法特論 I	2	2	1・2	講義
	刑法特論 II	2	2	1・2	講義
	刑事政策特論 I	2	2	1・2	講義
	刑事政策特論 II	2	2	1・2	講義
	国際私法特論 I	2	2	1・2	講義
	国際私法特論 II	2	2	1・2	講義
	民事訴訟法特論 I	2	2	1・2	講義
	民事訴訟法特論 II	2	2	1・2	講義
	商法特論 I	2	2	1・2	講義
	商法特論 II	2	2	1・2	講義
	民法特論 I	2	2	1・2	講義
	民法特論 II	2	2	1・2	講義
	家族法特論 I	2	2	1・2	講義
	家族法特論 II	2	2	1・2	講義
	労働法特論 I	2	2	1・2	講義
	労働法特論 II	2	2	1・2	講義
	法律学特論 I (国際法)	2	集中講義	1・2	講義
	法律学特論 II (商法)	2	集中講義	1・2	講義
	法律学特論 III (総合法律学)	2	集中講義	1・2	講義
	法律学特論 IV (インターンシップ)	2	2	1・2	実習
	法律学特論 V (税法 I)	2	集中講義	1・2	講義
	法律学特論 VI (税法 II)	2	集中講義	1・2	講義
	法律学特論 VII (税法 III)	2	集中講義	1・2	講義
	法律学特論 VIII (税法 IV)	2	集中講義	1・2	講義
	法律学特論 IX (現代法律学)	2	集中講義	1・2	講義
修了に必要な単位数は、選択必修科目 8 単位、選択科目 24 単位以上、合計 32 単位以上を修得すること。					

臨床心理士資格関係科目別表第Ⅰ（第45条の2関係）

	臨床心理士資格審査規定附則 第2項で定める指定科目		本学における授業科目		備考
	科目名	単位	科目名	単位	
必修科目	臨床心理学特論	4	臨床心理学特論Ⅰ	2	
			臨床心理学特論Ⅱ	2	
	臨床心理面接特論	4	臨床心理面接特論Ⅰ	2	
			臨床心理面接特論Ⅱ	2	
	臨床心理査定演習	4	臨床心理査定演習Ⅰ	2	
			臨床心理査定演習Ⅱ	2	
	臨床心理基礎実習	2	臨床心理基礎実習	2	
	臨床心理実習	2	臨床心理実習	2	
臨床心理事例検討実習A			1		
臨床心理事例検討実習B			1		
A群	心理学研究法特論	2	心理学研究法特論	2	
	心理統計法特論	2	心理統計法特論	2	
	臨床心理学研究法特論	2			
B群	人格心理学特論	2	人格心理学特論	2	
	学習心理学特論	2			
	認知心理学特論	2	認知心理学特論	2	
	発達心理学特論	2			
	生理心理学特論	2			
	大脳生理学特論	2			
	比較行動学特論	2			
教育心理学特論	2				
C群	社会心理学特論	2	社会心理学特論	2	
	社会病理学特論	2		2	
	集団力学特論	2			
	家族心理学特論	2			
	犯罪心理学特論	2	犯罪心理学特論	2	
	臨床心理関連行政論	2			
D群	心身医学特論	2		2	
	障害児(者)心理学特論	2	障害児(者)心理学特論	2	
	老年心理学特論	2			
	精神医学特論	2	精神医学特論	2	
	精神薬理学特論	2			
E群	心理療法特論	2	心理療法特論	2	
	学校臨床心理学特論	2	学校臨床心理学特論	2	
	投映法特論	2	投映法特論	2	
	グループ・アプローチ特論	2	グループ・アプローチ特論	2	
	コミュニティ・アプローチ特論	2			

必修科目から8科目16単位、選択必修科目群（A、B、C、D、E）からそれぞれ2単位以上、計10単位以上、合計26単位以上を修得していること。

